

改正

平成17年3月31日条例第37号  
平成17年7月12日条例第79号  
平成17年8月31日条例第88号  
平成17年12月20日条例第134号  
平成18年1月31日条例第1号  
平成18年3月31日条例第34号  
平成18年12月22日条例第97号  
平成19年12月21日条例第76号  
平成20年12月24日条例第108号  
平成21年3月31日条例第15号  
平成21年9月18日条例第82号  
平成21年12月15日条例第106号  
平成22年12月17日条例第65号  
平成23年12月20日条例第63号  
平成24年12月28日条例第121号  
平成25年12月20日条例第69号  
平成26年12月24日条例第115号  
平成27年12月15日条例第67号  
平成28年12月22日条例第102号  
平成29年3月31日条例第20号  
平成29年12月18日条例第65号  
平成30年12月25日条例第63号  
令和2年12月22日条例第102号  
令和3年7月14日条例第29号  
令和4年12月27日条例第48号  
令和5年12月27日条例第51号

北海道農政部の事務処理の特例に関する条例をここに公布する。

北海道農政部の事務処理の特例に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17の2第1項の規定に基づき、知事の権限に属する事務のうち農政部の所掌するものの一部を市町村が処理することとするに関し必要な事項を定めるものとする。

(市町村が処理する事務の範囲等)

第2条 別表第1の左欄に掲げる事務は、それぞれ同表の右欄に掲げる市町村が処理することとする。

附 則

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成17年3月31日条例第37号）

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

2 この条例の施行の際この条例による改正後の北海道農政部の事務処理の特例に関する条例別表第1の1の項から4の項までの左欄に掲げる事務に係るそれぞれの法律（以下「法」という。）の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に法の規定により知事に対してなされた申請その他の行為で、施行日以後においては同表右欄に掲げる市町村の長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における法の適用については、当該市町村の長がした処分その他の行為又は当該市町村の長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

附 則（平成17年7月12日条例第79号）

1 この条例は、平成17年9月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 別表第6の改正規定中「白滝村」を「遠軽町」に改める部分 平成17年10月1日

(2) 別表第2の改正規定及び別表第3の改正規定中「熊石町 大成町 奥尻町 瀬棚町」を「奥尻町 せたな町」に改める部分（熊石町に係る部分に限る。）並びに附則第4項の規定 規則で定める日

（平成17年9月規則第95号で、同17年10月1日から施行）

2 この条例の施行の際北海道農政部の事務処理の特例に関する条例別表第1の2の項の左欄に掲げる事務に係る農地法（昭和27年法律第229号）の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に同法の規定により知事に対してなされた申請その他の行為で、施行日以後においてはせたな町長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における同法の適用については、せたな町長のした処分その他の行為又はせたな町長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

3 この条例の施行の際北海道農政部の事務処理の特例に関する条例別表第1の2の項の左欄に掲げる事務に係る農地法の規定により朝日町長がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又は施行日前に同法の規定により朝日町長に対してなされた申請その他の行為で、施行日以後においては知事が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における同法の適用については、知事のした処分その他の行為又は知事に対してなされた申請その他の行為とみなす。

4 附則第1項第2号に掲げる改正規定の施行の際北海道農政部の事務処理の特例に関する条例別表第1の1の項及び2の項の左欄に掲げる事務に係る農地法の規定により熊石町長がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又は当該改正規定の施行の前日に同法の規定により熊石町長に対してなされた申請その他の行為で、同日以後においては知事が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、同日以後における同法の適用については、知事のした処分その他の行為又は知事に対してなされた申請その他の行為とみなす。

附 則（平成17年8月31日条例第88号）

この条例は、平成17年10月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) （前略）第8条中北海道農政部の事務処理の特例に関する条例別表第2の改正規定、同条例別表第4の改正規定（「熊石町 大成町 奥尻町 瀬棚町 北檜山町 今金町」を「奥尻町 今金町 せたな町」に改める部分（熊石町に係る部分を除く。）及び「剣淵町 朝日町」を「剣淵町」に改める部分に限る。）及び同条例別表第5の改正規定（「熊石町 大成町 奥尻町 瀬棚町 北檜山町」を「奥尻町 せたな町」に改める部分（熊石町に係る部分を除く。）及び「剣淵町 朝日町」を「剣淵町」に改める部分に限る。）（中略） 平成17年9月1日

(2) （前略）第8条中北海道農政部の事務処理の特例に関する条例別表第5の改正規定（「阿寒町 白糠町 音別町」を「白糠町」に改める部分に限る。）（中略） 平成17年10月11日

附 則（平成17年12月20日条例第134号）

1 この条例は、平成18年3月27日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 別表第1の4の項の改正規定 公布の日

(2) 別表第3の改正規定中「知内町 上磯町」を「伊達市 北斗市 知内町」に改める部分（伊達市に係る部分を除く。）及び附則第4項の規定 平成18年2月1日

(3) 別表第2の改正規定中「登別市」を「登別市 伊達市」に改める部分及び「虻田町 大滝村 早来町 日高町 平取町 三石町」を「洞爺湖町 平取町」に改める部分（大滝村及び日高町に係る部分に限る。）、別表第3の改正規定中「知内町 上磯町」を「伊達市 北斗市 知内町」に改める部分（伊達市に係る部分に限る。）及び「虻田町 大滝村 日高町 三石町」を「洞爺湖町」に改める部分（大滝村及び日高町に係る部分に限る。）、別表第4の改正規定中「恵庭市」を「恵庭市 伊達市」に改める部分及び「虻田町 大滝村 早来町 日高町 平取町 三石町」を「洞爺湖町 平取町」に改める部分（大滝村及び日高町に係る部分に限る。）、別表第5の改正規定中「登別市」を「登別市 伊達市」に改める部分、「虻田町 大滝村 白老町」を「大空町 白老町 洞爺湖町」に改める部分（大滝村に係る部分に限る。）及び「日高町 平取町 三

石町 えりも町」を「平取町 えりも町 新ひだか町」に改める部分（日高町に係る部分に限る。）並びに附則第5項及び第6項の規定 平成18年3月1日

(4) 別表第2の改正規定中「虻田町 大滝村 早来町 日高町 平取町 三石町」を「洞爺湖町 平取町」に改める部分（三石町に係る部分に限る。）、別表第3の改正規定中「虻田町 大滝村 日高町 三石町」を「洞爺湖町」に改める部分（三石町に係る部分に限る。）、別表第4の改正規定中「虻田町 大滝村 早来町 日高町 平取町 三石町」を「洞爺湖町 平取町」に改める部分（三石町に係る部分に限る。）、別表第5の改正規定中「利尻町 女満別町」を「利尻町」に改める部分、「虻田町 大滝村 白老町」を「大空町 白老町 洞爺湖町」に改める部分（大空町に係る部分に限る。）及び「日高町 平取町 三石町 えりも町」を「平取町 えりも町 新ひだか町」に改める部分（三石町及び新ひだか町に係る部分に限る。）並びに附則第7項及び第8項の規定 平成18年3月31日

- 2 この条例の施行の際この条例による改正後の北海道農政部の事務処理の特例に関する条例（以下「改正後の条例」という。）別表第1の1の項から4の項までの左欄に掲げる事務に係るそれぞれの法律（以下「法」という。）の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に法の規定により知事に対してなされた申請その他の行為で、施行日以後においては洞爺湖町長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における法の適用については、洞爺湖町長のした処分その他の行為又は洞爺湖町長に対してなされた申請その他の行為とみなす。
- 3 この条例の施行の際改正後の条例別表第1の1の項から3の項までの左欄に掲げる事務に係る農地法（昭和27年法律第229号）の規定により北村長若しくは早来町長がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又は施行日前に同法の規定により北村長若しくは早来町長に対してなされた申請その他の行為で、施行日以後においては知事が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における同法の適用については、知事のした処分その他の行為又は知事に対してなされた申請その他の行為とみなす。
- 4 附則第1項第2号に掲げる規定の施行の際改正後の条例別表第1の2の項の左欄に掲げる事務に係る農地法の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又は当該規定の施行の日前に同法の規定により知事に対してなされた申請その他の行為で、同日以後においては北斗市長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、同日以後における同法の適用については、北斗市長のした処分その他の行為又は北斗市長に対してなされた申請その他の行為とみなす。
- 5 附則第1項第3号に掲げる規定の施行の際改正後の条例別表第1の1の項から4の項までの左欄に掲げる事務に係る法の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又は当該規定の施行の日前に法の規定により知事に対してなされた申請その他の行為で、同日以後においては伊達市長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、同日以後における法の適用については、伊達市長のした処分その他の行為又は伊達市長に対してなされた申請その他の行為とみなす。
- 6 附則第1項第3号に掲げる規定の施行の際改正後の条例別表第1の1の項から4の項までの左欄に掲げる事務に係る法の規定により日高町長がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又は当該規定の施行の日前に法の規定により日高町長に対してなされた申請その他の行為で、同日以後においては知事が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、同日以後における法の適用については、知事のした処分その他の行為又は知事に対してなされた申請その他の行為とみなす。
- 7 附則第1項第4号に掲げる規定の施行の際改正後の条例別表第1の4の項の左欄に掲げる事務に係る農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又は当該規定の施行の日前に同法の規定により知事に対してなされた申請その他の行為で、同日以後においては大空町長若しくは新ひだか町長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、同日以後における同法の適用については、大空町長若しくは新ひだか町長のした処分その他の行為又は大空町長若しくは新ひだか町長に対してなされた申請その他の行為とみなす。
- 8 附則第1項第4号に掲げる規定の施行の際改正後の条例別表第1の1の項から3の項までの左欄に掲げる事務に係る農地法の規定により三石町長がした処分その他の行為で現にその効力を有する

もの又は当該規定の施行の日前に同法の規定により三石町長に対してなされた申請その他の行為で、同日以後においては知事が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、同日以後における同法の適用については、知事のした処分その他の行為又は知事に対してなされた申請その他の行為とみなす。

附 則（平成18年1月31日条例第1号）

この条例は、平成18年3月27日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) (前略) 第10条中北海道農政部の事務処理の特例に関する条例別表第2の改正規定（「知内町 木古内町 上磯町 大野町」を「北斗市 知内町 木古内町」に改める部分に限る。）同条例別表第4の改正規定（「知内町 木古内町 上磯町 大野町」を「北斗市 知内町 木古内町」に改める部分に限る。）及び同条例別表第5の改正規定（「松前町」を「北斗市 松前町」に、「知内町 上磯町 大野町」を「知内町」に改める部分に限る。）（中略）平成18年2月1日
- (2) (前略) 第10条中北海道農政部の事務処理の特例に関する条例別表第2から別表第5までの改正規定（「更別村 忠類村」を「更別村」に改める部分に限る。）（中略）平成18年2月6日
- (3) (略)
- (4) (前略) 第10条中北海道農政部の事務処理の特例に関する条例別表第6の改正規定（「小清水町 端野町」を「小清水町」に、「置戸町 留辺蘂町」を「置戸町」に改める部分及び「常呂町 遠軽町」を「遠軽町 大空町」に改める部分（常呂町に係る部分に限る。）に限る。）（中略）平成18年3月5日
- (5) (略)
- (6) (前略) 第10条中北海道農政部の事務処理の特例に関する条例別表第2から別表第4までの改正規定（「利尻町 東藻琴村 女満別町」を「利尻町」に、「雄武町」を「雄武町 大空町」に改める部分に限る。）及び同条例別表第6の改正規定（「遠別町 東藻琴村 女満別町」を「遠別町」に改める部分及び「常呂町 遠軽町」を「遠軽町 大空町」に改める部分（常呂町に係る部分を除く。）に限る。）（中略）平成18年3月31日

附 則（平成18年3月31日条例第34号）

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際この条例による改正後の北海道農政部の事務処理の特例に関する条例別表第1の1の項から7の項までの左欄に掲げる事務に係るそれぞれの法令又は規則（以下「法令等」という。）の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に法令等の規定により知事に対してなされた申請その他の行為で、施行日以後においては同表の右欄に掲げる市町の長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における法令等の適用については、当該市町の長のした処分その他の行為又は当該市町の長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

附 則（平成18年12月22日条例第97号）

- 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際北海道農政部の事務処理の特例に関する条例別表第1の1の項から4の項まで及び6の項の左欄に掲げる事務に係るそれぞれの法令（以下「法令」という。）の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に法令の規定により知事に対してなされた申請その他の行為で、施行日以後においては同表の右欄に掲げる市町の長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における法令の適用については、当該市町の長のした処分その他の行為又は当該市町の長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

附 則（平成19年12月21日条例第76号）

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際北海道農政部の事務処理の特例に関する条例別表第1の1の項、2の項、4の項及び6の項の左欄に掲げる事務に係るそれぞれの法令（以下「法令」という。）の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日（以下「施行日」

という。)前に法令の規定により知事に対してなされた申請その他の行為で、施行日以後においては同表の右欄に掲げる市町の長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における法令の適用については、当該市町の長のした処分その他の行為又は当該市町の長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

附 則 (平成20年12月24日条例第108号)

- 1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際この条例による改正後の北海道農政部の事務処理の特例に関する条例別表第1の1の項から4の項まで及び6の項の左欄に掲げる事務に係るそれぞれの法令(以下「法令」という。)の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に法令の規定により知事に対してなされた申請その他の行為で、施行日以後においては同表の右欄に掲げる市町村の長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における法令の適用については、当該市町村の長のした処分その他の行為又は当該市町村の長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

附 則 (平成21年3月31日条例第15号抄)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。(後略)

附 則 (平成21年9月18日条例第82号)

この条例は、平成21年10月5日から施行する。

附 則 (平成21年12月15日条例第106号)

- 1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。ただし、別表第1の1の項から4の項まで及び6の項の改正規定は、公布の日から起算して1月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(平成21年12月規則第98号で、同21年12月15日から施行)

- 2 この条例の施行の際この条例による改正後の北海道農政部の事務処理の特例に関する条例別表第1の1の項から7の項までの左欄に掲げる事務に係るそれぞれの法令又は規則(以下「法令等」という。)の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に法令等の規定により知事に対してなされた申請その他の行為で、施行日以後においては同表の右欄に掲げる市町村の長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における法令等の適用については、当該市町村の長のした処分その他の行為又は当該市町村の長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

附 則 (平成22年12月17日条例第65号)

- 1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。ただし、別表第5の改正規定中「千歳市」を「千歳市 深川市 富良野市」に改める部分(深川市に係る部分に限る。)は、平成24年1月1日から施行する。
- 2 この条例(前項ただし書に規定する規定については、当該規定。以下同じ。)の施行の際この条例による改正後の北海道農政部の事務処理の特例に関する条例別表第1の2の項から6の項まで及び8の項の左欄に掲げる事務に係るそれぞれの法律、条例又は規則(以下「法律等」という。)の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日前に法律等の規定により知事に対してなされた申請その他の行為で、この条例の施行の日以後においては同表の右欄に掲げる市町村の長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、この条例の施行の日以後における法律等の適用については、当該市町村の長のした処分その他の行為又は当該市町村の長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

附 則 (平成23年12月20日条例第63号)

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。ただし、別表第1の7の項の改正規定(知内町に係る部分に限る。)は、同年6月1日から施行する。
- 2 この条例(前項ただし書に規定する規定については、当該規定。以下同じ。)の施行の際この条例による改正後の北海道農政部の事務処理の特例に関する条例別表第1の2の項、3の項、6の項及び7の項の左欄に掲げる事務に係るそれぞれの法律(以下「法」という。)の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日前に法の規定により知事に対してなされた申請その他の行為で、この条例の施行の日以後においては同表の右欄に掲げる市町の長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、この条例の施行の日以後における

法の適用については、当該市町の長のした処分その他の行為又は当該市町の長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

附 則（平成24年12月28日条例第121号）

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際この条例による改正後の北海道農政部の事務処理の特例に関する条例別表第1の2の項から7の項までの左欄に掲げる事務に係るそれぞれの法律（以下「法」という。）の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に法の規定により知事に対してなされた申請その他の行為で、施行日以後においては同表の右欄に掲げる市町の長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における法の適用については、当該市町の長のした処分その他の行為又は当該市町の長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

附 則（平成25年12月20日条例第69号）

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際この条例による改正後の北海道農政部の事務処理の特例に関する条例別表第1の2の項から9の項までの左欄に掲げる事務に係るそれぞれの法律（以下「法」という。）の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に法の規定により知事に対してなされた申請その他の行為で、施行日以後においては同表の右欄に掲げる市町の長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における法の適用については、当該市町の長のした処分その他の行為又は当該市町の長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

附 則（平成26年12月24日条例第115号）

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際この条例による改正後の北海道農政部の事務処理の特例に関する条例別表第1の2の項、3の項、5の項及び7の項の左欄に掲げる事務に係るそれぞれの法律（以下「法」という。）の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に法の規定により知事に対してなされた申請その他の行為で、施行日以後においては同表の右欄に掲げる町村の長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における法の適用については、当該町村の長のした処分その他の行為又は当該町村の長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

附 則（平成27年12月15日条例第67号）

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際この条例による改正後の北海道農政部の事務処理の特例に関する条例別表第1の2の項、4の項から8の項まで及び10の項の左欄に掲げる事務に係るそれぞれの法律、条例若しくは規則（以下「法律等」という。）の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に法律等の規定により知事に対してなされた申請その他の行為で、施行日以後においては同表の右欄に掲げる市町村の長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における法律等の適用については、当該市町村の長のした処分その他の行為又は当該市町村の長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

附 則（平成28年12月22日条例第102号）

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。ただし、別表第2の改正規定中「七飯町 鹿部町」を「鹿部町」に改める部分及び別表第4の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の際この条例による改正後の北海道農政部の事務処理の特例に関する条例別表第1の2の項、3の項、6の項、8の項及び9の項の左欄に掲げる事務に係るそれぞれの法律（以下「法」という。）の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日前に法の規定により知事に対してなされた申請その他の行為で、同日以後においては同表の右欄に掲げる市町の長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、同日以後における法の適用については、当該市町の長のした処分その他の行為又は当該市町の長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

附 則（平成29年3月31日条例第20号）

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際この条例による改正後の北海道農政部の事務処理の特例に関する条例別表第1の2の項及び7の項の左欄に掲げる事務に係るそれぞれの法律（以下「法」という。）の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日前に法の規定により知事に対してなされた申請その他の行為で、同日以後においては標茶町長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、同日以後における法の適用については、標茶町長のした処分その他の行為又は標茶町長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

附 則（平成29年12月18日条例第65号）

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際この条例による改正後の北海道農政部の事務処理の特例に関する条例別表第1の7の項の左欄に掲げる事務に係る農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日前に同法の規定により知事に対してなされた申請その他の行為で、同日以後においては同項の右欄に掲げる市町の長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、同日以後における同法の適用については、当該市町の長のした処分その他の行為又は当該市町の長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

附 則（平成30年12月25日条例第63号）

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際この条例による改正後の北海道農政部の事務処理の特例に関する条例別表第1の2の項、7の項及び8の項の左欄に掲げる事務に係るそれぞれの法律（以下「法」という。）の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日前に法の規定により知事に対してなされた申請その他の行為で、同日以後においては同表の右欄に掲げる町村の長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、同日以後における法の適用については、当該町村の長のした処分その他の行為又は当該町村の長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

附 則（令和2年12月22日条例第102号）

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際北海道農政部の事務処理の特例に関する条例別表第1の2の項及び7の項の左欄に掲げる事務に係るそれぞれの法律（以下「法」という。）の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日前に法の規定により知事に対してなされた申請その他の行為で、同日以後においては真狩村長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、同日以後における法の適用については、真狩村長のした処分その他の行為又は真狩村長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

附 則（令和3年7月14日条例第29号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和4年12月27日条例第48号）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際北海道農政部の事務処理の特例に関する条例別表第1の7の項の左欄に掲げる事務に係る農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日前に同法の規定により知事に対してなされた申請その他の行為で、同日以後においては日高町長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、同日以後における同法の適用については、日高町長のした処分その他の行為又は日高町長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

附 則（令和5年12月27日条例第51号）

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際この条例による改正後の北海道農政部の事務処理の特例に関する条例別表第1の2の項、7の項、9の項及び11の項の左欄に掲げる事務に係るそれぞれの法律、条例若しくは規則（以下「法律等」という。）の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日前に法律等の規定により知事に対してなされた申請その他の行為で、同日以後においては同表の右欄に掲げる市町村の長が管理し、及び執行することとなる事務に係る

ものは、同日以後における法律等の適用については、当該市町村の長のした処分その他の行為又は当該市町村の長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

別表第1（第2条関係）

<p>1 牧野法（昭和25年法律第194号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（牧野の区域が2以上の市町村の区域にわたるものを除く。）</p> <p>(1) 法第9条第1項の規定による牧野の改良及び保全の指示</p> <p>(2) 法第10条第2項の規定による牧野の改良及び保全の指示の変更</p> <p>(3) 法第11条第2項の規定による保護牧野の用途廃止の届出の受理</p> <p>(4) 法第12条第1項の規定による保護牧野の改良及び保全の指示に係る措置の実施状況の検査</p> <p>(5) 法第13条第1項の規定による保護牧野の改良及び保全の指示に係る措置の実施を完了した旨の届出の受理</p> <p>(6) 法第13条第2項の規定による保護牧野の改良及び保全の指示に係る措置の実施が完了した旨の公示</p> <p>(7) 法第14条の規定による損失の補償</p> <p>(8) 法第18条の規定による害虫の駆除等の措置を採るべき旨の指示</p> <p>(9) 法第19条の規定による牧野又はその施設に関する報告の徴収((1)から(8)までに掲げる事務に係るものに限る。)</p>	<p>稚内市 砂川市 鹿追町</p>
<p>2 農地法（昭和27年法律第229号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（許可に係る土地が2以上の市町村の区域にわたるものを除く。）</p> <p>(1) 法第4条第1項の規定による農地の転用の許可（同一の事業の目的に供するため4ヘクタールを超える農地を農地以外のものにする場合を除く。）</p> <p>(2) 法第4条第8項及び第9項の規定による国又は都道府県等との協議及び農業委員会の意見の聴取（同一の事業の目的に供するため4ヘクタールを超える農地を農地以外のものにする場合を除く。）</p> <p>(3) 法第5条第1項の規定による農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の許可（同一の事業の目的に供するため4ヘクタールを超える農地又はその農地と併せて採草放牧地について法第3条第1項本文に掲げる権利を取得する場合を除く。）</p> <p>(4) 法第5条第4項及び同条第5項において準用する法第4条第9項の規定による国又は都道府県等との協議及び農業委員会の意見の聴取（同一の事業の目的に供するため4ヘクタールを超える農地又はその農地と併せて採草放牧地について法第3条第1項本文に掲げる権利を取得する場合を除く。）</p> <p>(5) 法第49条第1項の規定による処分に係る立入調査、測量並びに竹木その他の物の除去及び移転((1)から(4)まで及び(9)から(11)までに掲げる事務に係るものに限る。)</p> <p>(6) 法第49条第3項の規定による占有者への立入調査等の通知及び通知をすることができない場合等の公示((5)に掲げる事務に係るものに限る。)</p> <p>(7) 法第49条第5項の規定による損失の補償((5)に掲げる事務に係るもの((9)及び(10)に掲げる事務に係るものにあつては、(1)から(4)までに掲げる事務に係るものに限る。)に限る。)</p> <p>(8) 法第50条の規定による土地の状況等に関する報告の要求((1)から(7)まで及び(9)から(11)までに掲げる事務に係るものに限る。)</p> <p>(9) 法第51条第1項の規定による違反転用に対する処分又は違反を是正する措置等の命令((1)から(4)までに掲げる事務及び同項第1号又は第3号（同項第1号に係る部分に限る。）に該当する者に係る事務に係るものに限る。)</p>	<p>次表に掲げる市町村</p>



<p>る。)</p> <p>(10) 法第51条第3項の規定による原状回復等の措置の代執行及び措置を講ずべき旨等の公告 ((9)に掲げる事務に係るものに限る。)</p> <p>(11) 法第51条第4項の規定による原状回復等の措置に要した費用について違反転用者等に負担させること ((10)に掲げる事務に係るものに限る。)</p>	
<p>3 農地法 (以下この項において「法」という。) に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) 法第18条第1項、第3項及び第4項の規定による農地又は採草放牧地の賃貸借の解約等の許可</p> <p>(2) 法第49条第1項の規定による処分に係る立入調査、測量並びに竹木その他の物の除去及び移転 ((1)に掲げる事務に係るものに限る。)</p> <p>(3) 法第49条第3項の規定による占有者への立入調査等の通知及び通知をすることができない場合等の公示 ((2)に掲げる事務に係るものに限る。)</p> <p>(4) 法第50条の規定による土地の状況等に関する報告の要求 ((1)から(3)までに掲げる事務に係るものに限る。)</p>	<p>別表第3に掲げる市町村</p>
<p>4 家畜取引法 (昭和31年法律第123号。以下この項において「法」という。) 及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) 法第27条第1項の規定による臨時市場の開設の届出の受理</p> <p>(2) 法第29条第1項の規定による家畜取引の状況等に関する報告の徴収 ((1)に掲げる事務に係るものに限る。)</p> <p>(3) 法第29条第2項の規定による市場に係る立入検査 ((1)に掲げる事務に係るものに限る。)</p>	<p>砂川市、恵庭市、北斗市、鹿部町、八雲町、せたな町、中川町、苫前町、鹿追町、幕別町及び中標津町</p>
<p>5 果樹農業振興特別措置法 (昭和36年法律第15号) 第3条第1項の規定による果樹園経営計画の認定</p>	<p>稚内市、美唄市、砂川市、恵庭市、北斗市、当別町、鹿部町、せたな町、東川町、上富良野町、下川町、苫前町及び鹿追町</p>
<p>6 山村振興法 (昭和40年法律第64号) 第17条の規定による農林漁業の経営改善又は振興のための計画の認定</p>	<p>鹿部町、今金町、せたな町及び下川町</p>
<p>7 農業振興地域の整備に関する法律 (昭和44年法律第58号。以下この項において「法」という。) に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) 法第15条の2第1項、第6項及び第7項の規定による農用地区域内における開発行為の許可及び機構の意見の聴取</p> <p>(2) 法第15条の2第8項並びに同条第9項において準用する同条第6項及び第7項の規定による国又は地方公共団体との協議及び機構の意見の聴取</p> <p>(3) 法第15条の3の規定による開発行為の中止等の命令</p> <p>(4) 法第15条の4第1項の規定による農用地区域以外の区域内における開発行為に係る勧告</p> <p>(5) 法第15条の4第2項の規定による開発行為を行っている者が勧告に従わないときの公表</p>	<p>別表第4に掲げる市町村</p>
<p>8 家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律 (平成11年法律第112号。以下この項において「法」という。) に基づく事務のうち、次に掲げるもの (畜産を営む者の事業場又は事務所が2以上の市町村の区域にわたるものを除く。)</p> <p>(1) 法第4条の規定による指導及び助言</p>	<p>美唄市、芦別市、深川市、登別市、石狩市、北斗市、知内町、鹿部町、森町、奥尻町、</p>

<ul style="list-style-type: none"> <li>(2) 法第5条第1項の規定による管理基準を遵守すべき旨の勧告</li> <li>(3) 法第5条第2項の規定による勧告に係る措置をとるべき旨の命令</li> <li>(4) 法第6条第1項の規定による命令又は事業場に係る立入検査</li> <li>(5) 法第9条第1項の規定による処理高度化施設整備計画の認定</li> <li>(6) 法第10条第1項の規定による法第9条第1項の認定を受けた処理高度化施設整備計画の変更の認定</li> <li>(7) 法第10条第2項の規定による認定処理高度化施設整備計画の認定の取消し</li> <li>(8) 法第13条の規定による認定処理高度化施設整備計画の実施状況に係る報告の徴収</li> </ul>	<p>せたな町、蘭越町、喜茂別町、共和町、浦臼町、鷹栖町、美瑛町、苫前町、枝幸町、利尻富士町、幌延町、壮瞥町、鹿追町及び羅臼町</p>
<p><b>9 農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 法第18条第1項の規定による農用地利用集積等促進計画の認可</li> <li>(2) 法第18条第7項の規定による農用地利用集積等促進計画を認可した旨の農業委員会への通知及び公告</li> </ul>	<p>別表第5に掲げる市町村</p>
<p>10 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第21条の規定による農林漁業の経営改善又は振興のための計画の認定</p>	<p>今金町、せたな町及び下川町</p>
<p>11 北海道種馬鈴しょ生産販売取締条例（昭和27年北海道条例第67号。以下この項において「条例」という。）及び条例の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 条例第3条の規定による種馬鈴しょ生産者の登録</li> <li>(2) 条例第6条の規定による病虫害の防除の命令</li> <li>(3) 条例第9条第1項の規定による生産に係る報告の徴収又は立入調査</li> <li>(4) 条例第10条の規定による種馬鈴しょ生産者の登録の取消し</li> <li>(5) (1)から(4)までに掲げるもののほか条例の施行に係る事務のうち規則に基づく事務であって別に規則で定めるもの</li> </ul>	<p>別表第6に掲げる市町村</p>

別表第2

<p>小樽市 室蘭市 帯広市 網走市 留萌市 苫小牧市 稚内市 美唄市 芦別市 赤平市 紋別市 士別市 根室市 千歳市 滝川市 歌志内市 富良野市 登別市 伊達市 石狩市 北斗市 当別町 松前町 福島町 知内町 木古内町 鹿部町 森町 長万部町 江差町 上ノ国町 厚沢部町 奥尻町 今金町 せたな町 島牧村 寿都町 黒松内町 蘭越町 ニセコ町 真狩村 留寿都村 喜茂別町 京極町 共和町 岩内町 泊村 神恵内村 積丹町 古平町 仁木町 余市町 赤井川村 南幌町 奈井江町 上砂川町 由仁町 長沼町 栗山町 月形町 浦臼町 新十津川町 北竜町 鷹栖町 東神楽町 当麻町 比布町 愛別町 上川町 東川町 美瑛町 上富良野町 中富良野町 南富良野町 占冠村 和寒町 剣淵町 下川町 美深町 音威子府村 中川町 幌加内町 増毛町 小平町 苫前町 羽幌町 初山別村 遠別町 猿払村 浜頓別町 中頓別町 枝幸町 豊富町 礼文町 利尻町 利尻富士町 幌延町 美幌町 津別町 小清水町 訓子府町 佐呂間町 遠軽町 湧別町 滝上町 興部町 西興部村 雄武町 大空町 豊浦町 壮瞥町 白老町 厚真町 洞爺湖町 安平町 むかわ町 様似町 えりも町 音更町 士幌町 上士幌町 鹿追町 新得町 清水町 芽室町 中札内村 更別村 大樹町 広尾町 幕別町 池田町 豊頃町 本別町 足寄町 陸別町 浦幌町 標茶町 別海町 中標津町 標津町 羅臼町</p>
---

別表第3

<p>小樽市 旭川市 室蘭市 釧路市 帯広市 北見市 網走市 留萌市 苫小牧市 稚内市 美唄市 芦別市 江別市 赤平市 紋別市 士別市 名寄市 三笠市 根室市 千歳市 滝川市 砂川市 歌志内市 深川市 富良野市 登別市 恵庭市 伊達市 北広島市 石狩市 北斗市 当別町 松前町 福島町 知内町 木古内町 七飯町 鹿部町 森町 八雲町 長万部町 江差町 上ノ国町 厚沢部町 乙部町 奥尻町 今金町 せたな町 島牧村 寿都町 黒松内町 蘭越町 ニセコ町 真狩村 留寿都村 喜茂別町 京極町 倶知安町 共和町 岩内町 泊村 神恵内村 積丹町 古平町 仁木町 余市町 赤井川村 南幌町 奈井江町 上砂川町 由仁町 長沼町</p>
--

栗山町 月形町 浦臼町 新十津川町 秩父別町 雨竜町 北竜町 沼田町 鷹栖町 東神楽町  
 当麻町 比布町 愛別町 上川町 東川町 美瑛町 上富良野町 中富良野町 南富良野町 占  
 冠村 和寒町 剣淵町 下川町 美深町 音威子府村 中川町 幌加内町 増毛町 小平町 苦  
 前町 羽幌町 初山別村 遠別町 天塩町 猿払村 浜頓別町 中頓別町 枝幸町 豊富町 礼  
 文町 利尻町 利尻富士町 幌延町 美幌町 津別町 斜里町 清里町 小清水町 訓子府町  
 置戸町 佐呂間町 遠軽町 湧別町 滝上町 興部町 西興部村 雄武町 大空町 豊浦町 壮  
 瞥町 白老町 厚真町 洞爺湖町 安平町 むかわ町 平取町 新冠町 様似町 えりも町 音  
 更町 士幌町 上士幌町 鹿追町 新得町 清水町 芽室町 中札内村 更別村 大樹町 広尾  
 町 幕別町 池田町 豊頃町 本別町 足寄町 陸別町 浦幌町 釧路町 厚岸町 浜中町 標  
 茶町 弟子屈町 鶴居村 白糠町 別海町 中標津町 標津町 羅臼町

別表第4

小樽市 室蘭市 釧路市 帯広市 北見市 網走市 留萌市 苫小牧市 稚内市 美瑛市 芦別  
 市 紋別市 士別市 名寄市 三笠市 根室市 千歳市 滝川市 深川市 富良野市 登別市  
 伊達市 石狩市 北斗市 当別町 松前町 福島町 知内町 木古内町 鹿部町 森町 八雲町  
 長万部町 江差町 上ノ国町 厚沢部町 乙部町 奥尻町 今金町 せたな町 島牧村 寿都町  
 黒松内町 蘭越町 ニセコ町 真狩村 留寿都村 喜茂別町 京極町 共和町 岩内町 積丹町  
 古平町 仁木町 余市町 赤井川村 南幌町 奈井江町 由仁町 長沼町 栗山町 月形町 浦  
 臼町 新十津川町 秩父別町 **北竜町** 沼田町 鷹栖町 東神楽町 比布町 愛別町 上川町  
 東川町 美瑛町 上富良野町 中富良野町 南富良野町 占冠村 和寒町 剣淵町 下川町 美  
 深町 音威子府村 中川町 幌加内町 増毛町 小平町 苦前町 羽幌町 初山別村 遠別町  
 猿払村 浜頓別町 中頓別町 枝幸町 豊富町 礼文町 利尻町 利尻富士町 幌延町 美幌町  
 津別町 清里町 小清水町 訓子府町 佐呂間町 遠軽町 湧別町 滝上町 西興部村 雄武町  
 大空町 豊浦町 壮瞥町 白老町 厚真町 洞爺湖町 安平町 むかわ町 日高町 平取町 新  
 新冠町 浦河町 えりも町 新ひだか町 音更町 士幌町 上士幌町 鹿追町 新得町 清水町  
 芽室町 中札内村 更別村 大樹町 広尾町 幕別町 池田町 豊頃町 本別町 足寄町 陸別  
 町 浦幌町 釧路町 浜中町 標茶町 鶴居村 白糠町 別海町 中標津町 標津町 羅臼町

別表第5

札幌市 函館市 帯広市 留萌市 苫小牧市 芦別市 紋別市 士別市 名寄市 滝川市 砂川  
 市 富良野市 伊達市 当別町 新篠津村 知内町 森町 八雲町 長万部町 江差町 上ノ国  
 町 厚沢部町 乙部町 奥尻町 今金町 せたな町 黒松内町 蘭越町 ニセコ町 真狩村 留  
 寿都村 喜茂別町 京極町 倶知安町 共和町 余市町 赤井川村 奈井江町 由仁町 浦臼町  
 妹背牛町 秩父別町 雨竜町 北竜町 沼田町 鷹栖町 東神楽町 当麻町 比布町 愛別町  
 上川町 東川町 美瑛町 上富良野町 中富良野町 南富良野町 占冠村 和寒町 剣淵町 下  
 川町 美深町 音威子府村 中川町 幌加内町 増毛町 小平町 苦前町 羽幌町 初山別村  
 遠別町 天塩町 猿払村 幌延町 美幌町 津別町 斜里町 清里町 小清水町 置戸町 佐呂  
 間町 遠軽町 湧別町 興部町 雄武町 大空町 豊浦町 壮瞥町 白老町 厚真町 洞爺湖町  
 安平町 むかわ町 音更町 士幌町 上士幌町 大樹町 幕別町 池田町 豊頃町 足寄町 陸  
 別町 浦幌町 釧路町 浜中町 標茶町 弟子屈町 鶴居村 羅臼町

別表第6

札幌市 帯広市 北見市 岩見沢市 網走市 芦別市 江別市 士別市 名寄市 千歳市 深川  
 市 富良野市 恵庭市 伊達市 北広島市 石狩市 北斗市 当別町 森町 八雲町 長万部町  
 厚沢部町 今金町 せたな町 黒松内町 蘭越町 真狩村 留寿都村 喜茂別町 京極町 倶知  
 安町 由仁町 長沼町 栗山町 浦臼町 美瑛町 上富良野町 中富良野町 南富良野町 剣淵  
 町 美深町 遠別町 美幌町 津別町 斜里町 清里町 小清水町 訓子府町 置戸町 佐呂間  
 町 遠軽町 滝上町 雄武町 大空町 厚真町 安平町 むかわ町 音更町 士幌町 上士幌町  
 鹿追町 新得町 清水町 芽室町 中札内村 更別村 大樹町 広尾町 幕別町 池田町 豊頃  
 町 本別町 **足寄町** 浦幌町 弟子屈町 別海町 中標津町